

## 防府市営住宅及び防府市営改良住宅入居資格基準

令和2年3月10日制定

(趣旨)

第1条 防府市営住宅及び防府市営改良住宅（以下「市営住宅」という。）の入居資格に関しては、防府市営住宅設置及び管理条例（平成9年9月30日条例第41号。以下「条例」という。）及び防府市営改良住宅設置及び管理条例（昭和47年12月20日条例第35号）に定めるもののほか、この基準に定めるものとする。

(用語)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

- (1) 収入月額 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する方法で算定した金額をいう。
- (2) 裁量世帯 条例第6条第2項各号のいずれかに該当する世帯をいう。
- (3) 市有住宅 防府市有住宅設置及び管理条例（平成24年12月28日条例第40号）第2条第1号及び第3条に規定する住宅及びその附帯施設をいう。
- (4) 市有三世代住宅 防府市有三世代住宅設置及び管理条例（平成29年10月2日条例第36号）第2条第1号及び第3条に規定する住宅及びその附帯施設をいう。

(入居資格)

第3条 市営住宅の入居資格がある者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 日本国籍を有する者又は外国人で中長期在留者若しくは特別永住者であるもの
- (2) 入居予定者世帯の収入月額が158,000円（改良住宅の場合は114,000円）以下であること  
ただし、裁量世帯については、収入月額が259,000円（改良住宅の場合は158,000円）以下であること
- (3) 市営住宅、市有住宅及び市有三世代住宅の家賃を滞納していないこと

- (4) 居住する住宅に困窮していることが明らかであること
  - (5) 現に同居している又は同居しようとする者がある場合、その者が親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者含む。）であること
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと
  - (7) 単身者の場合は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められていないこと
- （住宅の供給等）

第4条 条例第6条第3項の規定により、入居する者の年齢や障害の種類及び程度、同居者その他必要な事項について、団地の設備や間取り、階数、立地場所により、別表の住宅については、第3条に規定する条件のほか、それぞれ次項から第6項まで規定する条件を付すものとする。

2 別表の（1）に掲げる住宅の入居は、次に掲げる条件のいずれかに該当する者又はその者がいる世帯若しくは現に同居している又は同居しようとする者がいる世帯等に限る。

- (1) 60歳以上の高齢者
- (2) 入居に関する保護者の同意がある18歳未満の者
- (3) 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度の障害のある者
- (4) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度の障害のある者
- (5) 知的障害者 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度の障害のある者
- (6) 難病患者 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病に罹患した者

- (7) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態又は同法第5条の2第1項に規定する認知症である者でその障害の程度が第3号から第5号までに定める程度に準ずるものとして認められるもの
  - (8) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48条）別表第1号表ノ2）の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
  - (9) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - (10) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
  - (11) ハンセン病患療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
  - (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止法等」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの
    - ア 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第5条（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
    - イ 配偶者暴力防止法第10条第1項（配偶者暴力防止法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 3 別表の（2）に掲げる住宅の入居は、現に同居している又は同居しようとする者がいる世帯に限る。

4 別表の（3）に掲げる住宅の入居は、車椅子の使用を常時必要とすると認められる者又はその者がいる世帯に限る。

5 別表の（4）に掲げる住宅の入居は、現に同居している又は同居しようとする者が2人以上ある者で、同一の住宅において複数の世帯構成が可能な世帯に限る。

（証明等）

第5条 前条第2項に規定する条件に該当する者であることの確認は、次に掲げる書類等により行うものとする。

条件の区分	確認に必要な書類等
ア 60歳以上の者	住民票の写し
イ 18歳未満の者	住民票の写し及び入居に関する保護者同意書
ウ 身体障害者	身体障害者手帳の写し
エ 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の写し
オ 知的障害者	療育手帳の写し
カ 難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証の写し
キ 要介護者	介護保険被保険者証の写し及び医師又は介護支援専門員（ケアマネージャー）の意見書
ク 認知症である者	医師の診断書
ケ 戦傷病者手帳の交付を受けている者	戦傷病者手帳の写し
コ 原子爆弾被爆者	特別手当証書又は医療特別手当証書の写し
サ 生活保護受給者	直近の保護決定通知書又は福祉事務所長の証明
シ 中国残留邦人	直近の支給決定通知書の写し
ス 海外からの引揚者	厚生労働省社会・援護局長の引揚証明
セ ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所等の長の証明
ソ DV被害者	福祉事務所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し

2 前条第3項又は第6項に規定する条件に該当する者であることの確認は、住民票の写しにより行うものとする。

3 前条第4項に規定する条件に該当する者であることの確認は、身体障害者手帳（肢体不自由（下肢）、体幹機能障害、平衡機能障害、移動機能障害の

うち1級から3級までのいずれかに該当する場合に限る)の写し又は車椅子の使用が常時必要である旨記載された医師の証明書により行うものとする。

4 前条第5項に規定する条件に該当する者であることの確認は、戸籍謄本により行うものとする。

(資格喪失後の明渡し義務等)

第6条 第4条第4項及び第5項に規定する条件に該当し入居している入居者は、入居者又は同居者がその条件を喪失したときは、市長が定める日までに、当該住宅を明け渡さなければならない。

(住居の住替え)

第7条 前条の規定により、明渡し義務が生じた入居者(以下「明渡し義務者」という。)は、住替えを申請することができる。

2 市長は、前項の明渡し義務者が、防府市営住宅設置及び管理条例(平成九年条例第四十一号)第6条の条件を満たす場合、住替えを認めるものとする。

3 住替え先の市営住宅は、原則として同一団地内の住宅とする。ただし同一団地内に適当な住替え先がないときは、この限りではない。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（1） 第2項に規定する条件に該当する者又は世帯を対象とする住宅

住宅	対象の間取り	対象の階数
日の出町住宅	2K（27棟）、3DK（27棟以外）	1階及び2階
吉敷住宅	3DK（全棟）	1階及び2階
田島住宅	3K（30～33棟）、3DK（34棟、36～38棟、40～42棟、44棟、46棟、53棟、54棟）	1階及び2階
松原住宅	2K（12棟）、2DK（12棟以外）	1階及び2階
桑山住宅	2K（23棟）、2DK（22棟、25棟）、3DK（26棟）	1階及び2階
緑町住宅	3DK（全棟）	1階及び2階
古祖原住宅	3DK（全棟）	1階及び2階
北山手住宅	3DK（52棟）	1階及び2階
丸山住宅	3DK（全棟）	1階及び2階
西石ヶ口住宅	3DK（全棟）	1階及び2階
新橋町住宅	3DK（全棟）	1階及び2階
柳原北住宅	3DK（64棟）	1階及び2階
新前町住宅	3DK（全棟）	1階及び2階
柳原南住宅	3DK（67棟）	1階及び2階
中新田住宅	3DK（72棟）	1階及び2階
勝間住宅	2DK（75棟）	全階数
亀塚住宅	2LDK（76棟）	全階数
西田中住宅	1DK（全棟）、2DK（全棟）	全階数
三田尻本町住宅	1DK（80棟）、2DK（80棟）	全階数

（2） 第3項に規定する条件に該当する世帯を対象とする住宅

住宅	対象の間取り	対象の階数
勝間住宅	3DK（75棟）	全階数
亀塚住宅	3LDK（76棟）	全階数
西田中住宅	3DK（全棟）	全階数
三田尻本町住宅	3DK（80棟）	全階数

（3） 第4項に規定する条件に該当する者又世帯を対象とする住宅【身体障害者向け住宅】

住宅	対象の間取り	対象の階数
田島住宅	1DK（36棟）	1階

（4） 第5項に規定する条件に該当する世帯を対象とする住宅【複数世帯向け住宅】

住宅	対象の間取り	対象の階数
田島住宅	1K（37棟）	1階